

社団法人佐倉青年会議所

褒賞規程

第 1 条 (目的)

この規定は、社団法人青年会議所(以下「本会議所」という。)の発展に貢献された会員、委員会を褒賞に関する事項について定めることを目的とする。

第 2 条 (褒賞委員会の構成)

褒賞委員会は、委員長 1 名、委員 4 名の定員 5 名とし、委員は正会員の内から理事長が、理事会の承認を得て 9 月末までに指名する。委員長は委員の互選によるものとする。

第 3 条 (申請及び推薦)

1. 褒賞委員会は、毎年、各推薦母体に申請書の提出を求める。
2. 褒賞の推薦母体は、次の通りとする。

イ 理事長 口 直前理事長 八 監事 二 褒賞委員長

3. 推薦母体は原則として、11 月末日迄に申請書を褒賞委員会に提出しなければならない。

第 4 条 (審査の方法)

1. 褒賞の対象となる期間は原則として、本事業年度における功績に対して行なうものとする。ただし、必要に応じては、その以前の活動をも考慮することが可能とする。
2. 褒賞委員会は各推薦母体により提出された申請書を審査の上、理事会に報告するものとする。
3. 褒賞候補の推薦者は褒賞委員会又は理事会等により資料の提出又は説明の要請あれば、これに応じなければならない。

第 5 条 (褒賞の決定)

褒賞の決定は理事会にて行なう。

第 6 条 (褒賞の期日)

1. 褒賞は原則をして、総会において行なう。
2. 理事長は理事会の決定に従って、具体的に褒賞の理由を説明するものとする。

第 7 条 (褒賞の種類)

1. 褒賞は最優秀賞と優秀賞の 2 種類に分け、委員と委員会に分けて行なう。

- イ 最優秀委員賞
- ロ 最優秀委員会賞
- ハ 優秀委員賞
- ニ 優秀委員会賞

2. 前項の他、必要に応じ功労賞又は特別賞を与えることができる。

第 8 条 (褒賞の内容)

各受賞者には、賞状とトロフィー又はタテを贈る。

ただし、別にスポンサーによる副賞は妨げない。

第 9 条 (申請書の様式)

褒賞の申請には申請書(別掲の様式 1 号、様式 2 号とする)を所定の期日までに褒賞委員会に提出する。

第 10 条 (変 更)

この規程について変更の必要が生じた場合、理事会に計り、変更することができる。

附 則

この規定は昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

(様式1号)

申請書

年 月 日

褒賞委員長 君

推薦者 役職名 印

私は下記により次の者を本年度会員賞として推薦します。

記

1. 氏名
2. 所属委員会
3. 推薦理由
4. その他参考となる添付資料

イ

ロ

ハ

(様式2号)

申請書

年 月 日

褒賞委員長 君

推薦者

役職名

印

私は下記により本年度委員会賞として推薦します。

記

1. 委員会名

2. 委員会の構成

委員長

副委員長

委員

委員

委員

以上 名

3. 推薦理由

4. その他参考となる添付資料

イ

ロ

ハ

